

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日時：令和7年1月7日(火) 10:00~11:30

場所：天王寺税務署 2階大会議室

税務署長あいさつ

支部長あいさつ

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 中学の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」表彰式について(別添1-1)

昨年12月12日(木)に天王寺区役所講堂において税の作文表彰式を実施しました。

中学生は、区内にある9校全校から1,488編の応募をいただき、高校生は、9校から1,058編の応募をいただきました。

税の作文については、租税教室とともに、租税教育の有効なアプローチと考えており今後とも引き続き積極的に取り組んでまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

2 申告書等控えへの收受日付印の 押なつ廃止について

e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、令和7年1月から申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。

ただし、当面の間の対応として、次ページ以降のリーフレットを希望者に交付することとしています。



詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください (別添1-2)

国税庁・国税局・税務署では、
税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、

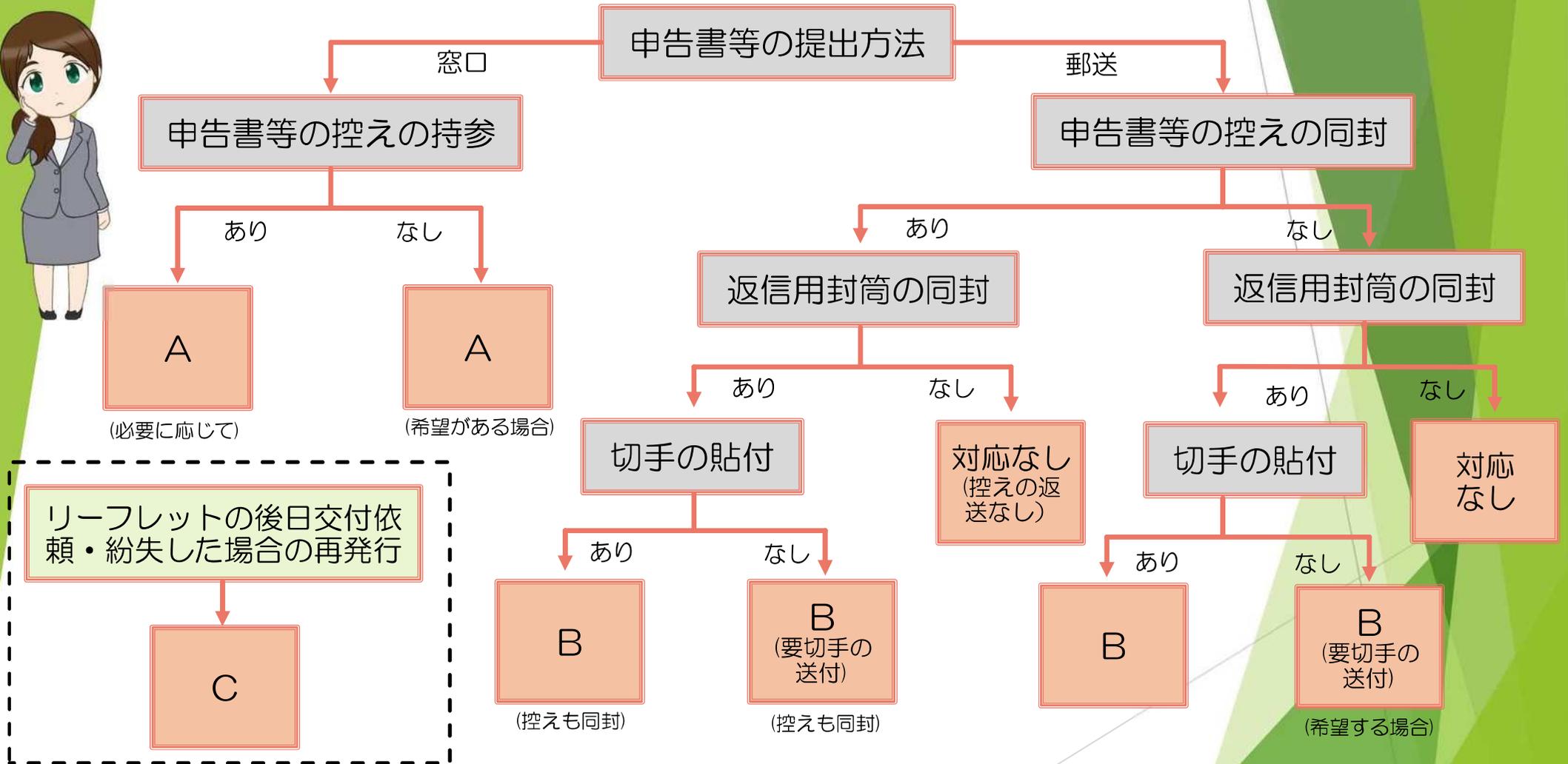
令和7年1月から、

申告書等の控えに收受日付印の
押なつを行っていません。



申告書等の提出事実等の
確認方法に関するリーフレット
をお配りしていますので、必要な方は
お近くの職員にお声がけください。
※ なお、このリーフレットは申告書等の提出の事実を
証明するものではありません。

申告書等控えへの收受日付印の押なつ廃止に伴うリーフレットの配付について



リーフレットの後日交付依頼・紛失した場合の再発行

C

A

(表)

窓口用

申告書等の提出について

令和●年●月●日
●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

※ 申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘れた場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください（概要は裏面参照）。



(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

□	年分	税	申告書
□			
□			
□			
□			

(裏)

○ 申告書等情報取得サービス (オンライン申請のみ)

- ・ 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ (PDF) を取得することができます。
- ・ 本手続の利用には、マイナンバーカードが必要です。
- ・ 当初からイメージデータ (PDF) の取写までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 直近1分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります (例: 令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能)。
- ※ 法定申告期限 (翌年3月15日) 後に申告書等を提出している場合は、税務署における処理のため、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。



○ 保有個人情報の開示請求 (オンライン申請可)

- ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。
- ・ 写しの交付まで約1か月程度かかります。
- ・ 手数料は、300円 (オンライン申請の場合は200円) です。
- ・ 法人の申告書等には利用できません。



○ 税務署での申告書等の閲覧サービス (税務署窓口での申請のみ)

- ・ 税務署の窓口で、ご自身が遠くへ提出した申告書等を閲覧することができます。
- ・ 申告書等が業務センターや外部倉庫等に保管されている場合がありますので、申請される際事前に税務署宛に「連絡いただく」と手続がスムーズです。
- ・ 閲覧対象の申告書等が当日收受したものである場合は、原則として、当日中は閲覧サービスを利用することができませんのでご注意ください。
- ※ 所得税等の確定申告書においては、閲覧可能となるまでに、特に長時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



○ 納税証明書の交付請求 (オンライン申請可)

- ・ 納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます (納税証明書では、提出年月日を確認することはできません)。
- ・ 手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円 (オンライン申請の場合は300円) です。
- ※ 所得税等の確定申告書においては、発行までに、特に長時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



B

郵送用 (表)

申告書等の提出について

書面で提出された申告書等を受け付けました。

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘れた場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。



令和●年●月●日 ●●税務署

郵送用 (裏)

(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

□	年分	税	申告書
□			
□			
□			
□			
□			



(表)

申告書等の提出について

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っていません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。
- ※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。
- ※ 申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を丢失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください（概要は裏面参照）。



(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

□	年分	税	申告書
□			
□			
□			

後日交付付

(裏)

- **申告書等情報取得サービス（オンライン申請のみ）**
 - ・ 国税申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
 - ・ 本手続の利用には、マイナンバーカードが必要です。
 - ・ 申請からイメージデータ（PDF）の取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ 直前年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能）。
 - ※ 法定申告期限（翌年3月15日）後に申告書等を提出している場合は、税務署における処理のため、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
- **保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）**
 - ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。
 - ・ 写しの交付まで約1か月程度かかります。
 - ・ 手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。
 - ・ 法人の申告書等には利用できません。
- **税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での申請のみ）**
 - ・ 税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
 - ・ 申告書等が業務センターや外部書庫等に保管されている場合がありますので、申請される際は事前に税務署宛に、連絡いただくと手続がスムーズです。
 - ・ 閲覧対象の申告書等が当日収受したものである場合は、原則として、当日中に閲覧サービスを申請することができますのでご注意ください。
 - ※ 所得税等の確定申告書においては、閲覧可能となるまでに、特にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- **納税証明書の交付請求（オンライン申請可）**
 - ・ 納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます（納税証明書では、提出年月日を確認することはできません）。
 - ・ 手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。
 - ※ 所得税等の確定申告書においては、発行までに、特にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

申告書等のイメージデータ取得サービス



- 令和7年1月以降は申告書等の控えへの収受日付印の押なつは行っておらず、原本のみの提出で差し支えありません。
- このリーフレットは収受日付印押なつ見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法を案内するもので、提出の事実を証明するものではありません。
- 納付誓約書、猶予申請書等の徴収関係書類の控えにも収受日付印の押なつは行っていません。
- 申告書等情報取得サービスは毎年5月1日に対象年分が更新されます（令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能です。）。
- 納税証明書を申告書の提出事実の確認に使用する場合は、「納税証明書交付請求書」の「証明書の使用目的」欄の「その他」にチェックし、「申告書の提出事実の確認」と記載（入力）してください。申告所得税及び法人税は「納税証明書その2」、その他の税目は「納税証明書その1」を発行してください。



天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

キャッシュレス納付の利用拡大について

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口へ行く必要のない
非対面のキャッシュレス納付が大変便利ですので、是非ご利用ください！！

○ダイレクト納付

- e-Taxにより申告書を提出した後、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより国税を納付することが可能です。
- 複数の預貯金口座をご利用いただけるほか、予納も利用することが可能です。
- 個人の方については、**金融機関届出印の押印なしに、オンラインでダイレクト納付利用届出書を提出することが可能です。**
- 令和6年4月以降、自動ダイレクトという機能が追加され、e-Taxで申告を行う際に、「自動ダイレクトを利用する」にチェックを入れることで、各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落としにより納付することが可能です。
当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引き落としを行うとともに、その納付については期限内の収納として取り扱われます。
- 地方税についても、地方税共通納税システムによるダイレクト納付が可能ですので、特に、毎月納期が訪れる個人住民税（特別徴収分）など、国税と併せてご利用をお願いします。

○振替納税

- 納税者本人名義の預貯金口座から、振替日に自動で口座引落としにより国税を納付することが可能です。
- スマホやタブレット、パソコンからe-Taxソフト（WEB版）へログインし、画面に従って必要事項を入力していただくことで、金融機関届出印の押印なしにオンラインで振替依頼書が提出できます。
- 振替納税をご利用される国税の納期限までに、振替依頼書をご提出いただくと口座引落日に自動で引落としされます。

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

キャッシュレス納付の利用拡大について

○ クレジットカード納付

- ・ 事前の手続きなしで、パソコンやスマートフォンから国税クレジットカードお支払サイトを通じて、国税の納付手続きが可能です。
- ・ 納付税額に応じた決済手数料がかかるものの、24時間利用できますので、時間を気にせず、納付手続きが行えます。

○ スマホアプリ納付

- ・ スマートフォン決済専用のWebサイト「国税スマートフォン決済専用サイト」から、納税者が利用可能なPay払いを選択して納付する手続きです。

【参考】国税スマートフォン決済専用サイトのアクセス方法の集約化について

令和7年2月1日（土）をもって直接入力方式を廃止し、アクセス方法がe-Tax連動方式に集約化されます。なお、確定申告書等作成コーナーで申告書を書面で出力した際に出力されるQRコードについては、令和7年1月6日（月）から出力されなくなります。

※ 直接入力方式： 確定申告書等作成コーナーで申告書を書面で作成した際に出力されるQRコードからアクセスして納付する方法及び「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスし、納税額等を直接入力して納付する方法です。

※ e-Tax連動方式： e-Taxで申告書等データを送信した後に格納される受信通知（納付区分番号通知）から「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスし納付する方法です。

スマホアプリ納付は、納付税額が30万円以下の方が納付するための手続きです。30万円を超える納付額をスマホアプリ納付を行う目的で複数回に分けて納付することはお控えください。

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

キャッシュレス納付の利用拡大について

○ インターネットバンキング

- ・ 事前にe-Taxの利用開始を行うことで、インターネットバンキングにより国税を電子納付することが可能です。

【参考】納付書の送付に関するお知らせ

国税庁では、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、また、行政コストを縮減する観点から、次の方に対し、令和6年5月以降に送付する分から、納付書の事前の送付を取りやめております。

事前送付を行わないこととなる方

- ① e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- ② e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ③ e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ④ 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）・振替納税・インターネットバンキング等による納付・クレジットカード納付・スマホアプリ納付・コンビニ納付（QRコード）

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

PDFファイルによる電子納税証明書について

パソコン、スマートフォン及びタブレット端末からe-Taxを使って、納税証明書の交付請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください！！

○ 特徴及び利便性

- e-Taxソフト（WEB版）から電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキングやATMで納付することで、税務署へ出向くことなく電子納税証明書（PDFファイル）を受領できます。
- 受領した電子納税証明書（PDFファイル）（※）は、自宅やコンビニで印刷可能な上、何枚でも印刷してお使いいただけますので、複数枚を提出する場合等、非常に便利です。
 - ※ 電子納税証明書（PDFファイル）をダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果（電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知）が配信されてから90日間です。
- 手数料が書面による請求に比べ安価（通常400円⇒370円）です。

【スマートフォン及びタブレット端末による電子納税証明書等の申請について】

- 電子納税証明書（PDF形式）の交付請求から受取まで、スマートフォン及びタブレット端末を使用して申請ができます。
- スマートフォン及びタブレット端末を使用した電子納税証明書（PDF形式）の交付請求には、納税者本人（法人の場合は代表者本人）のマイナンバーカードが必要です。
なお、交付請求は、本人（法人の場合は代表者本人）のみ行うことができます。

《請求から受取まで簡単な3ステップで手続完了》

- ① e-Taxホームページからログイン、「納税証明書の交付請求（電子交付用）」を選択
- ② 納税証明書の請求データを作成、マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与し、請求データを送信
- ③ メッセージボックスに手数料の案内が格納されるため、インターネットバンキングで手数料を納付後、納税証明書データをダウンロード

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

期限内納付について

振替納税手続きにより申告後の納付手続きが不要！
「予納制度」の利用により、確定申告で一時に納付する負担を軽減！！

○ 期限内納付

期限内納付に向けて、納期限の周知及び期限内納付指導をお願いします。

【令和6年分確定申告の納期限】

- ① 所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・令和7年3月17日（月）
- ② 消費税及び地方消費税（個人事業者）・・・・・・・・・・令和7年3月31日（月）

○ 振替納税

振替日の周知及び期限内納付指導をお願いします。

【令和6年分確定申告の振替日】

- ① 所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・令和7年4月23日（水）
- ② 消費税及び地方消費税（個人事業者）・・・・・・・・・・令和7年4月30日（水）

【利用可能税目】

- ・ 所得税及び復興特別所得税
期限内に申告された確定申告（3期）分、延納分及び予定納税（1期、2期）分
- ・ 消費税及び地方消費税（個人事業者）
期限内に申告された確定申告分及び中間申告分

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

公金受取口座の登録・利用について

○ 公金受取口座の記載

- 公金受取口座へ登録する口座は、**申告書（本人）名義の口座に限ります。**
- 「還付される税金の受取場所」に記載する預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座登録の同意」欄に「○」を記入してください。
- 公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済の方に限ります。）する場合は、「公金受取口座の利用」欄に「○」を記入してください。
 なお、この場合には、「還付される税金の受取場所」に銀行名等を記載する必要はありません。
- 公金受取口座の利用に「○」があり、「還付される税金の受取場所」にも記載がある場合は、記載された振込先に還付金が振り込まれます。
- 納税管理人を指定している場合は、その納税管理人名義の預貯金口座が還付金の振込先となり、納税管理人名義の口座を公金受取口座として登録・利用はできません。

<公金受取口座の登録の場合> (所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名は統廃合等による名称変更にご注意してください。	選付される税金の受取場所	〇〇〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△△△	本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局名等	※記載不要	預金種類	○	普通 当座 納税準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 5 6 7			
	公金受取口座登録の同意	○	公金受取口座の利用	○	

「公金受取口座登録の同意」欄に○印を記入してください。

<公金受取口座の利用の場合> (所得税確定申告書の場合)

選付される税金の受取場所	※記載不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記載不要	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局名等	※記載不要	預金種類	○	普通 当座 納税準備 貯蓄
口座番号 記号番号	※記載不要			
公金受取口座登録の同意	○	公金受取口座の利用	○	

「公金受取口座の利用」欄に○印を記入してください。銀行名等の口座情報は記載しないでください。

(注) インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

国税還付金の振込に係る電子通知について

○ 国税還付金の振込に係る電子通知の利用拡大

令和5年6月より運用を開始した還付金の振込に係る電子通知について、納税者の利便性の向上及び事務の効率化につながるよう更なる利用拡大を図る目的から、次の取組を実施しています。

<令和6年分確定申告書等作成コーナーにおける対応>

確定申告書等作成コーナー（マイナンバーカード方式）で還付申告等を作成する場合、「通知方法の選択」画面において、電子通知希望が「はい」、通知種類が「還付金振込通知」に初期設定

なお、税理士が確定申告書等作成コーナーを利用して代理送信を行う場合も同様の設定

e-Taxで受取を希望の方

e-Taxで受け取りを希望しますか？ **必須** ?

はい いいえ

通知を希望する項目を選択してください。

還付金の振込通知

予定納税額の通知

そのまま次の画面へお進みください。

還付金の振込通知や予定納税額の通知がある場合、書面に代えてe-Taxで受け取ることができます。書面で受け取る場合と同様の内容をe-Taxの通知書等一覧に格納いたします。

e-Taxで受け取りを希望しますか？ **必須** ?

はい いいえ

通知を希望する項目を選択してください。

還付金の振込通知

予定納税額の通知

※通知書がe-Taxの通知書等一覧に格納された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。マイナンバーカード等でe-Taxにログインして通知書を確認してください。

はがきで受取を希望の方

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか？ **必須** ?

はい いいえ

「いいえ」を選択してください

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙の送付等について

○ 送付対象者等

継続申告見込者に対して、前年の申告方法に応じて次のとおり、所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙を送付します。

なお、継続申告見込者とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などです。

令和5年分申告方法	令和6年分送付状況等	プレプリント申告書等送付	お知らせはがき、お知らせ通知書の送付	「申告のお知らせ」のメッセージボックスへの格納
e-Tax（マイナンバーカード方式・本人署名）		×	×	○
e-Tax（ID・PW方式）（作コナPC、スマホ利用含む。）		×	○	○
税理士による代理送信		×	×	○
協議派遣方式による代理送信		×	○	○
地区相談会場等の代理送信		×	○	○
書面	税理士関与	×	×	×
	プレプリント申告書を使用せず、会計ソフト等で申告	×	○（注1）	×
	納税協会等の相談機関利用者（注2）	×	○（注1）	×
	庁HP作成コーナー（スマホ利用含む。）	×	○（注1）	×
	新規に青色申告となった者	×	○	×
	その他（自主作成等）	○	×	×

(注) 1 利用者識別番号がなく、お知らせはがきに青白情報のみを表示している者は、送付しない。

2 納税協会等の相談機関とは、納税協会、商工会・商工会議所、地区相談会場、地方公共団体、農協・漁協である。

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙の送付等について

○ 送付等時期

送付用紙の種類	郵便局持込日等
① メッセージボックスへの連絡	1月中旬～1月下旬（前年1月22日（月））
② 確定申告のお知らせはがき（来署以外用）	令和7年1月17日（金）
③ 確定申告のお知らせはがき（来署用）	令和7年1月29日（水）
④ 確定申告のお知らせ通知書	令和7年1月24日（金）
⑤ 確定申告書プレプリント用紙	令和7年1月17日（金）

【参考】 予定納税額等の確認方法

① 「通知書」等からの確認

納税者には、「予定納税額通知書」や「消費税等中間申告書」を送付させていただいておりますので、その通知書等から予定納税額等を確認してください。

② 「申告のお知らせ」からの確認

税理士の方の電子証明書を添付した「電子申告・納税等開始届出書」を代理送信により提出していただいた場合、納税者のメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納されます。

なお、メッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」には、申告書作成時に必要な予定納税額等が表示されておりますので、確認してください。

【留意事項】 「申告のお知らせ」の転送設定

平成31年1月以降、e-Taxのメッセージボックスのセキュリティを強化し、納税者がメッセージボックスに格納された個人情報
を閲覧するためには、本人の電子証明書が必要となります。

このため、電子証明書を保有しない納税者は、「申告のお知らせ」が閲覧できなくなりますが、委任関係のある税理士のメッ
セージボックスに「申告のお知らせ」を転送することで、税理士の方が確認できます。

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

納付書の送付について

納付書については、原則として、継続申告見込者のうち、①振替納税又はダイレクト納付を利用されている方、②前年に還付申告をされた方、③前年分の申告納税額が0円かつ、前々年の申告納税額が0円又は還付申告の方、④「納付書を使用しない納付方法（クレジットカード納付、スマホアプリ納付など）」により納付した方を除き、送付します。

また、申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんのでご注意ください。

【納付書の送付方法】

送付区分	納付書送付方法
① メッセージボックスへの連絡	納付書のみ単独で送付 令和7年1月24日（金）（郵便局持込み）
② 確定申告のお知らせはがき	送付なし
③ 確定申告のお知らせ通知書	お知らせ通知書に同封して送付
④ 確定申告書のプレプリント用紙	確定申告書用紙に同封して送付

天王寺税務署からの連絡事項（管理運営部門）

振替納税のお知らせはがき（確定申告分）の送付等について

○ e-Taxにより申告された方

関与先又は税理士の方からe-Taxにより申告された場合には、「振替納税のお知らせ」を4月中にメッセージボックスへ格納します（例年格納日 4月10日前後）。

○ e-Tax以外の方法で申告された方

e-Tax以外の方法で申告された方で、次のイ、ロに該当する場合には、4月中に「振替納税のお知らせ」はがきを送付します（例年郵便局持込日 4月中旬）。

イ 振替納税を利用される税目が申告所得税及び復興特別所得税

① 新規の振替利用の方

② 直前の振替納付日に引落しができなかった方

（注）申告所得税及び復興特別所得税と併せて消費税及び地方消費税についても振替納税を利用される方に対しては、上記の対象者にかかわらず、送付します。

ロ 振替納税を利用される税目が消費税及び地方消費税
利用される方全員

なお、上記に該当しない方には、「振替納税のお知らせ」が送付されませんので、振替期日の周知等の期限内納付指導をお願いします。

天王寺税務署からの連絡事項（徴収部門）

○ 期限内納付のお願い

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

ダイレクト納付など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくお願いいたします。

インボイス制度が開始されてから2年目になります。

個人事業者の方におかれましては、初めて1年分の消費税を申告される方もおられるかと思いますので、納付資金の確保のご指導をよろしくお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和6年分確定申告について

- 申告書の早期提出及びe-Taxによる提出のお願い

- **確定申告会場**

場 所 : 天王寺税務署 2階大会議室

日 時 : 令和7年2月17日(月)~令和7年3月17日(月)

相談受付 : 8時30分~16時 ※ 相談開始は9時15分

(入場整理券方式(一部LINEによる事前発行あり))

- **税理士支部独自事業(税務支援)**

場 所 : 天王寺納税協会 3階会議室

日 時 : 令和7年2月13日(木)~令和7年2月21(金)

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和6年分確定申告について(続き)

- ・ 納税協会無料相談(協議派遣)

場 所 : 天王寺納税協会 3階大会議室

日 時 : 令和7年2月27日(木)、28日(金)

- ・ 期前来場案内

概 要 : 昨年、来署してパソコンで申告書を作成した者の一部を対象として、スマホ専用会場に来場案内

場 所 : 天王寺税務署 2階大会議室

日 時 : 令和7年2月10日(月)、12日(水)

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和6年分確定申告について(続き)

- ・ 閉庁日対応

場 所 : 大阪合同会場(梅田スカイビル)

日 時 : 令和7年3月2日(日) (1日のみの対応)

※ 確定申告電話相談センターについても、3月2日は対応

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

2 自宅等からのe-Taxの更なる推進

- 書かない×確定申告(別添2)

スマホとマイナンバーカードを使用してe-Tax送信

令和7年1月から… 贈与税の申告書も確定申告書作成コーナーで作成可能
e-Taxがスマホ用電子証明書に対応(Androidのみ)

- 確定申告はマイナポータル連携で自動入力(別添3)

【連携対象】

- 収入関係 : 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、株式の特定口座年間取引報告書
- 控除関係 : 医療費、ふるさと納税、社会保険、生命保険、地震保険、IDeCo、小規模企業共済、住宅ローン控除

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

3 法定調書のe-Taxによる提出のお願い(別添4)

- ・ 事業主が給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると…
従業員が所得税の確定申告書を作成する際、マイナポータル連携することで、源泉徴収票の内容を自動入力(500万円以下の源泉徴収票も対象)
- ・ 令和9年1月1日以降、市区町村に給与支払報告書を提出した場合は、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされる(令和5年税制改正)
- ・ 令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった場合、令和9年に提出する法定調書をe-Tax、クラウド等又は光ディスク等で提出する必要

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

4 国外財産調書及び財産債務調書について(別添5・6)

- ・ その年の12月31日において、一定の財産を有している者は、
- ・ その保有する財産の種類、数量、価額等について、それぞれの調書を作成し、
- ・ 翌年の6月30日までに提出

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(資産))

4 相続税e-Taxの利用状況

- ・ 令和6年10月末現在

5 相続税e-Tax利用のお願い(別添7)

- ・ 国税庁ホームページの専用ページ
国税庁ホームページ
⇒ e-Tax
⇒ 利用者別に探す
⇒ 税理士及び税理士法人等の方
⇒ 相続税申告の作成・提出についてよくある質問

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

- 1 令和7年1月以降のインボイス制度説明会等について(別添8)
- 2 添付書類も含めたe-Tax(ALL e-Tax)の推進について(別添9)
「法人税の電子申告は4社に3社がALL e-Taxです！！」
- 3 電子帳簿等保存制度について(別添10、11)
 - ・「電子取引データを適切に保存できていますか？」

支部提案議題

1 新年研修会について

2 令和6年分所得税確定申告期における税務相談について

3 その他

○ 令和6年度 中学生の「税についての作文」(天王寺区内 応募校数 9校・応募総数1,488編・内受賞数 22編)

受賞名	学校名	氏名	ふりがな	学年	作品タイトル
国税庁長官賞	大阪星光学院中学校	奥谷 漱 有	おくたに そう	3	「空から見る税金」
近畿税理士会会長賞	四天王寺中学校	西田 璃 真	にしだり さな	3	世界を繋ぐ日本の税
近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞	大阪市立夕陽丘中学校	柏 樹 伶	かしわぎ れい	3	助け合いの世界
納税貯蓄組合大阪府総連合会会長賞	大阪市立夕陽丘中学校	西村 天 潤 莉	にしむら あしゅり	3	日本の将来を担う全ての子供達
天王寺税務署長賞	大阪市立高津中学校	谷本 美 智 子	たにもと みちこ	3	ありがとう「学校」
	大阪星光学院中学校	一 柳 紘 大	ひとつやなぎ こうた	3	文化施設への税金
公益社団法人天王寺納税協会長賞	上宮学園中学校	井上 莉 音	いのうえ りお	3	「税金にふれて」
	大阪市立夕陽丘中学校	杉本 亮 優	すぎもと りょうゆう	3	僕の野球への情熱と納税
大阪市なんば市税事務所長賞	明星中学校	大川 蒼 空	おおかわ そら	3	僕たち家族の1パーツ
天王寺区長賞	大阪教育大学付属天王寺中学校	古川 結 菜	ふるかわ ゆな	3	犬税から考える税
	大阪市立天王寺中学校	茶 野 遥	ちやの はるか	3	税金が繋ぐ、教育と未来の子どもたち
近畿税理士会天王寺支部長賞	上宮学園中学校	竹 下 結	たけした ゆい	3	税金で皆と繋がる
	大阪星光学院中学校	青木 繼	あおき まとい	3	一人の幸せはみんなのおかげ
天王寺租税教育推進協議会長賞	大阪星光学院中学校	青木 孝 憲	あおき たかのり	3	「バトン」の受け渡し
天王寺納税貯蓄組合連合会長賞	大阪教育大学付属天王寺中学校	須古 真 友	すこま ゆ	3	私たちが私たちのために
	大阪市立高津中学校	澤 井 慧	さわい けい	3	そのうち僕らが支える番に
	大阪市立天王寺中学校	村田 愛 衣	むらた あい	3	私たちの生活を守る税金
	大阪星光学院中学校	瀧川 珠 生	たきがわ しゅう	3	税の大切さ
	四天王寺中学校	天 河 莉 子	あまかわり こ	3	これからの私たちの生活のために
	清風中学校	森 脇 佑 介	もりわき ゆうすけ	3	命を支え、笑顔を作る世の中へ
	明星中学校	上 谷 建 太	うえたに けんた	3	増税？

○ 令和6年度 「税に関する高校生の作文」(天王寺区内 応募校数 9校・応募総数1,058編・内受賞数 15編)

受賞名	学校名	氏名	ふりがな	学年	作品タイトル
大阪府租税教育推進連絡協議会賞	明星高校	松本 慎 太郎	まつもと しんたろう	2	褒賞的税制の提案
天王寺税務署長賞	上宮高校	齊 藤 花	さいとう はな	2	税のありがたさ
	四天王寺高校	加 藤 優 月	かとう ゆづき	2	税の必要性
	四天王寺高校	羽 廣 知 咲	はびろ ちさき	2	社会を支え、未来を創る税
	四天王寺高校	舟 戸 藍 里	ふなと あいり	2	働く税金
	四天王寺高校	山 田 も な み	やまだ もなみ	2	誰かの未来を繋ぐ税
	明星高校	坂 田 瑛 祐	さかた えいすけ	2	自然災害と税金
公益社団法人天王寺納税協会長賞	興國高校	太 田 蒼 空	おおた そら	1	未来へのバトン
大阪府なにわ南府税事務所長賞	夕陽丘高校	松 永 理 花	まつなが りか	1	生活を豊かにする税
天王寺区長賞	四天王寺高校	キム シェリー	きむ しゅりー	2	税でつなぐ青春
近畿税理士会天王寺支部長賞	大阪ビジネスフロンティア高校	中 島 樹	なかじま いつき	3	税がもたらす安心と未来
	明星高校	村 越 一 斗	むらこし かずと	2	税金の使い道
天王寺租税教育推進協議会長賞	大阪星光学院高校	佐 藤 宏 亮	さとう こうすけ	1	老後を支える税金
	清風高校	末 光 勇 人	すえみつ ゆうと	2	もし学校がなかったら



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [申告手続・用紙](#) / 令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

令和6年1月4日

令和6年11月22日更新

令和6年12月16日更新

(概要)

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署に提出される全ての文書をいいます。

申告書等の正本（提出用）の提出について

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします。

申告書等の控えへ收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を收受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での收受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

なお、個人の方による所得税申告書等の情報の確認方法については、「申告書等の情報の取得について」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○ e-Taxによる申告・申請手続

申告・申請手続は、e-Taxで行うことができます。

e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知で

は、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

また、受信通知から電子申請等証明書の交付を請求することもできます。

なお、個人の利用者が受信通知の内容を確認する場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。

受信通知の確認方法については、「[e-Taxを利用して申告等データを送信した場合、税務署の受付日時等はどのように確認できますか。](#)」（e-Taxホームページ）をご覧ください。

○ 申告書等情報取得サービス（オンライン申請のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。

なお、利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。

申請からイメージデータ（PDF）の取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。

直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能）。ただし、法定申告期限（翌年3月15日）後に申告書等を提出している場合は、税務署における処理のため、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

申告書等情報取得サービスについては、「[申告書等情報取得サービス](#)」（e-Taxホームページ）をご覧ください。

○ 保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます（写しの交付の場合は1か月程度かかります）。

手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。

法人の申告書等には利用できません。

保有個人情報の開示請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

開示請求手続のオンライン化については、「[e-Taxを利用した開示請求等のオンライン申請について](#)」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○ 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での申請のみ）

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

申告書等が業務センターや外部書庫等に保管されている場合がありますので、申請される際は事前に税務署宛にご連絡いただくと手続がスムーズです。

閲覧対象の申告書等が当日收受したものである場合には、原則として、当日中は閲覧サービスを申請することができませんのでご注意ください。

所得税等の確定申告期においては、閲覧可能となるまでに、特にお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

詳細については、「[申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）](#)」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○ 納税証明書の交付請求（オンライン申請可）

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます（納税証明書では、提出年月日を確認することはできません。）。

手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。

納税証明書の交付請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

所得税等の確定申告期においては、発行までに、特にお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

納税証明書のオンライン請求については、「[オンラインでの交付請求](#)」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

金融機関等への周知

国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明を行い、「令和7年1月以降は、各種の事務において收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底いただくようお願いしております。

（参考）

全国銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会等の金融団体に対して、傘下の金融機関等にも周知いただくよう要

請しているほか、必要に応じて傘下の銀行等を対象とした説明会や国税局・税務署からの個別説明を実施しています。

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ & A

[申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ & A \(PDF/2,060KB\)](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [申告手続・用紙](#) / [令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法 \(e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク\)](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

国税庁等について

- [国税庁の概要](#)
- [組織 \(国税局・税務署・税務大学校等\)](#)
- [採用情報](#)
- [国税庁の実績評価](#)

書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



スマホで
サクっと♪

すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!
※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能

確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能

添付書類
提出不要

※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
- ✓ **マイナンバーカード読取対応のスマホ**
(又はICカードリーダライタ)
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6～16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、**
申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります！
- **利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！**
(機種によって異なります)

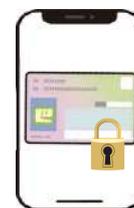
Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



読取不要



申告に困ったときは

- ▶ **動画で見る確定申告**
確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



- ▶ **チャットボット「ふたば」**
ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」(AI)が回答



確定申告は マイナポータル連携で 自動入力

別添3



一度ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

利用した方から驚きの声！

確定申告書の
作成時間が短縮！

医療費やふるさと納税の
データが自動で連携されて楽！
入力の手間も
ミスもなく安心♪



確定申告書に
自動入力・自動計算



税務署

マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

マイナポータル連携を利用するための事前準備



手順に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします

必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)



スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



準備手順



STEP1

- ✓ **マイナポータルで利用者登録**
すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします



利用者登録はこちら

マイナポータル



STEP2

- ✓ 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択
証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します



確定申告の事前準備
ページはこちら

STEP3

- ✓ **マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携**
マイナポータルとe-Taxを連携した上で、取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス、ねんきんネットを連携します

STEP4

- ✓ **民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携**
 - 1 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や電子交付への同意
※ 手続完了までに数日かかる場合があります
 - 2 企業連携の実施
民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します

STEP5

- ✓ **e-Taxのマイページで情報取得希望の登録**
給与所得の源泉徴収票情報等を確定申告書に自動入力する場合には、e-Taxのマイページで情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等が必要です



事前準備が完了したら、確定申告書の作成を開始！
確定申告書等作成コーナーからマイナンバーカードでe-Tax！



作成コーナー



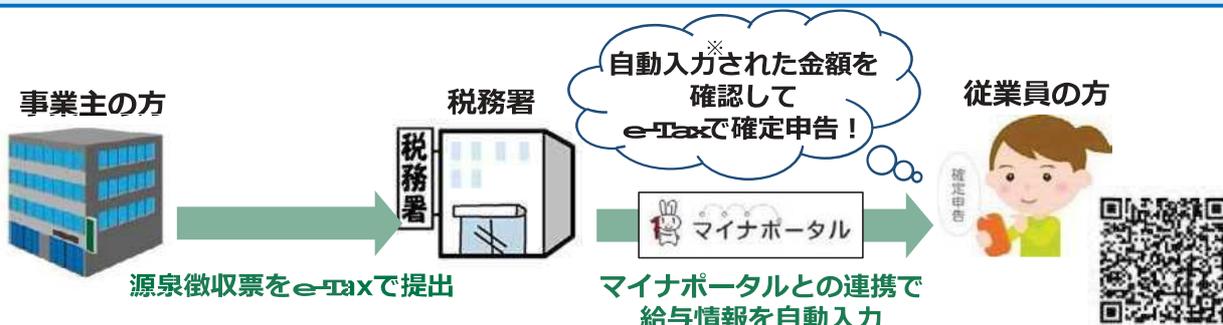
国税庁 法人番号7000012050002

R6.8

給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると

従業員の方の

確定申告がさらに簡単に !!



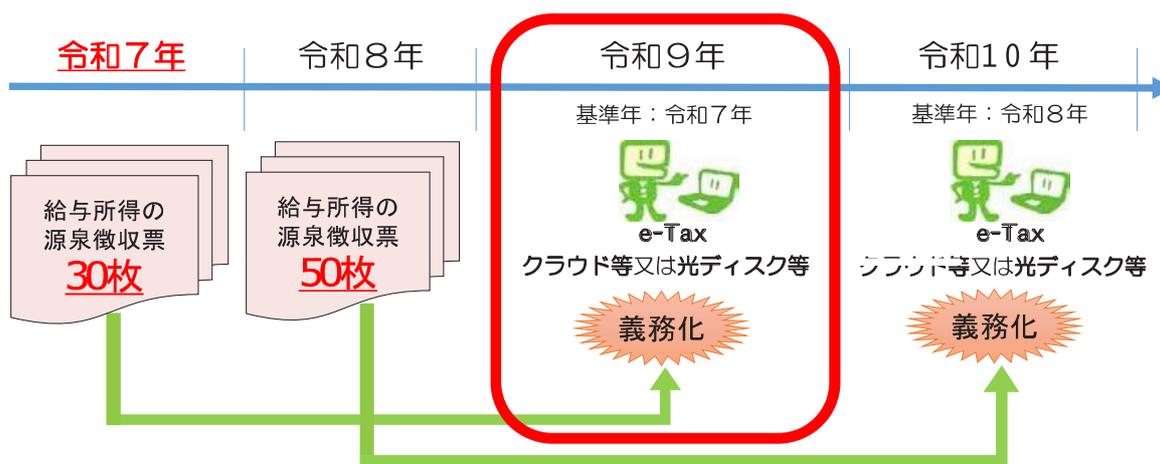
※ 従業員の方が国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用になれます。

Point

- ◆ 事業主の皆さまから e-Tax で提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
- ◆ 500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Tax で提出した場合は、自動入力の対象となります。
- ◆ 給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

法定調書を30枚以上提出した方へ

e-Tax等による提出が義務になります!



令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上[※]となった方は、令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。

該当する法定調書は、書面で提出できませんので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判定は、法定調書の種類ごとに行います。

「国外財産調書制度」のあらまし

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の6月30日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。また、国外財産に係る事項については、「種別別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載する必要があります。

国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、外貨で表示されている国外財産の邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場により行うものとされています。

（注）国外財産調書を提出する方が財産債務調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされています。

◎ 過少申告加算税等の特例

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合に、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます（相続国外財産について、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重の対象となりません。）。

◎ 罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています。

詳しくは、[国外財産調書制度（FAQ）](#)をご覧ください。



【FAQ】



国税庁
（法人番号7000012050002）

国外財産調書の提出には、パソコンからの e-Tax をご利用ください！！

① 利用者識別番号の取得

e-Tax をご利用いただくには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。
利用者識別番号は、パソコン又はスマホでWEBからマイナンバーカードを使って取得することができます。

なお、e-Tax ソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、国外財産調書を送信することもできます。

・詳しくは、e-Tax ホームページの「[ご利用の流れ](#)」をご確認ください。



【ご利用の流れ】

② 電子署名

国外財産調書のデータをパソコンで送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。

マイナンバーカードとスマホがあれば、お使いのパソコンに表示されるQRコードをスマホにインストールした「マイナポータルアプリ」で読み取ることで、ICカードリーダライタを使わずに電子署名を付与して送信することができます。

なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。

- ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。
- ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。
- ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。



【マイナポータルアプリ】



【QRコード認証】

③ e-Taxソフトのダウンロード（無料）

[e-Tax ホームページ](#)から e-Tax ソフトをパソコンにダウンロードしてください。
国外財産調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。

④ e-Taxソフトの利用者ファイルの作成

マイナンバーカードを利用して e-Tax ソフトで利用者ファイルを作成してください。

・[e-Tax ソフト操作マニュアル](#)



【マニュアル】

⑤ 国外財産調書データの作成・送信

「国外財産調書」及び「国外財産調書合計表」の画面イメージを利用して、国外財産の情報を入力します。

作成が終わったら、データに電子署名を付与し、住所地等の所轄税務署宛に送信してください。

⑥ 受付結果の確認

送信後、受付結果（受信通知）が e-Tax のメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

◎ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

お問合せの際には事前に、e-Tax ホームページ「[よくある質問](#)」をご確認ください。



【よくある質問】

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

Androidの名称は、Google LLCの商標です。

令和5年9月

「財産債務調書制度」のあらまし

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

次の①又は②に該当する場合は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の6月30日までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

- ① 所得税の確定申告書を提出する必要がある方又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する場合
- ② 居住者の方で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合（令和5年分以降の財産債務調書について適用されます。）

また、財産債務調書の提出に当たっては、別途「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（相続財産債務）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額からその相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています。また、財産及び債務に係る事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載する必要があります。

財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）財産債務調書を提出する方が国外財産調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされています。

◎ 過少申告加算税等の特例

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合に、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます（相続財産債務について、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重の対象となりません。）。

詳しくは、[財産債務調書制度（FAQ）](#)をご覧ください。



【FAQ】



国税庁
（法人番号7000012050002）

財産債務調書の提出にはe-Taxをご利用ください！！

① 利用者識別番号の取得

e-Tax をご利用いただくには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。
利用者識別番号は、パソコン又はスマホでWEBからマイナンバーカードを使って取得することができます。

なお、e-Tax ソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、財産債務調書を送信することもできます。

・詳しくは、e-Tax ホームページの「[ご利用の流れ](#)」をご確認ください。



【ご利用の流れ】

② 電子署名

財産債務調書のデータを送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。

マイナンバーカードとスマホがあれば、スマホにインストールした「マイナポータルアプリ」で電子署名を付与して送信することができます。パソコンをお使いの方も、マイナンバーカードとスマホがあれば、「マイナポータルアプリ」でお使いのパソコンに表示されるQRコードを読み取ることで、ICカードリーダーを使わずに電子署名を付与して送信することができます。

なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。

- ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。
- ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。
- ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。



【マイナポータルアプリ】

③ e-Tax ソフトのダウンロード（無料） ※パソコンの方

[e-Taxホームページ](#)からe-Taxソフトをパソコンにダウンロードしてください。

財産債務調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。

【QRコード認証】

④ e-Tax ソフトの利用者ファイルの作成 ※パソコンの方

マイナンバーカードを利用してe-Taxソフトで利用者ファイルを作成してください。

・[e-Taxソフト操作マニュアル](#)



【マニュアル】

⑤ 財産債務調書データの作成・送信

「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」の画面イメージを利用して、財産債務の情報を入力します。

作成が終わったら、データに電子署名を付与し、所得税の納税地等の所轄税務署宛に送信してください。

⑥ 受付結果の確認

送信後、受付結果（受信通知）がe-Taxのメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

◎ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

お問合せの際には事前に、e-Tax ホームページ「[よくある質問](#)」をご確認ください。



【よくある質問】

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

Androidの名称は、Google LLCの商標です。

令和5年9月

相続税 e-Tax をご利用ください

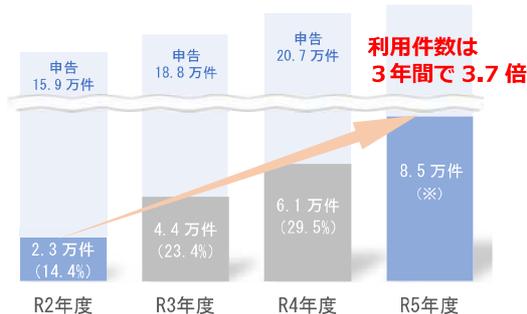


国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

【相続税 e-Tax の利用件数】



メリット① 24時間申告可能 (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に出向く必要がなく、郵送料・印刷代 (紙代) ・交通費を削減

メリット② 提出書類をデータ保存

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ キャッシュレスによる納税もスムーズ!

利便性は年々向上

税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能 (1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大)

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者 (相続人等) の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和 7 年 1 月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

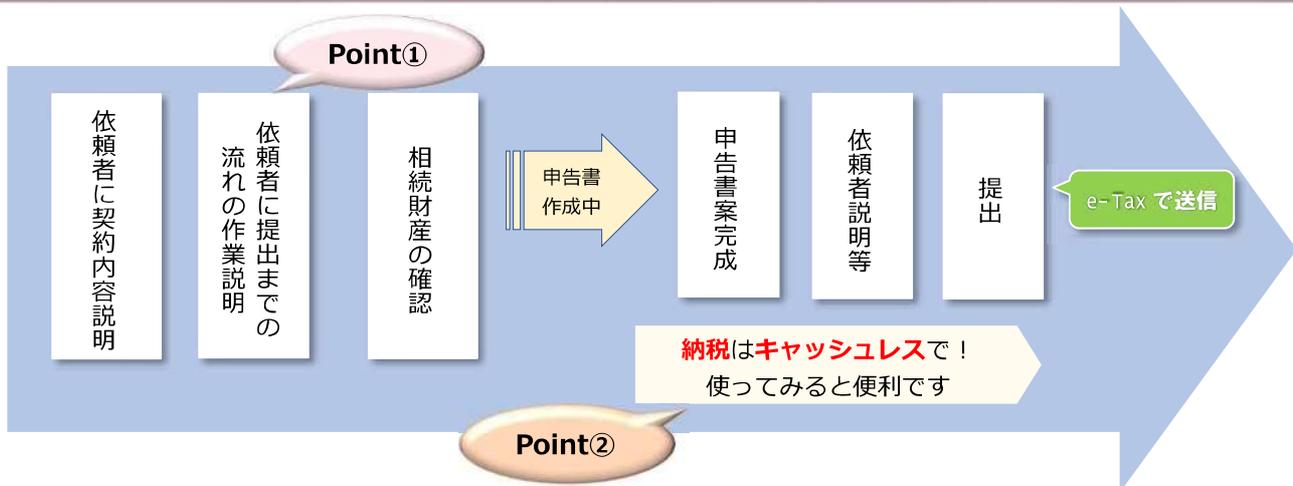
- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は
こちらから





Point①

まずは利用者識別番号を確認！

- (申告書を提出する) 財産取得者(相続人等)全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信



変更等届出書の詳細はこちら

Point②

申告書作成中に納税手続の準備

- **ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替) を利用するため、事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
 - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
 - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
 - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクトの詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- ・ 現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- ・ 相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局(沖縄国税事務所を含む)・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律の通話料金)
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (休休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)



登録要否相談会及びインボイス制度相談会 開催日程表【大阪府】

- 現在、開催が予定されている登録要否相談会及びインボイス制度相談会は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください。）。
- 「留意事項」欄に「要事前申込」と表示されている場合につきましては、該当の相談会の連絡先にお電話等で事前申込をお願いします。
なお、申込状況等により、ご希望に添えない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。
- 事前申込の必要がない相談会につきましても、混雑の状況等により、参加いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 以下の実施日以外にも随時、相談予約を受け付けていますのでお気軽に最寄りの税務署にご連絡ください。

開催日時		主催者	開催場所	相談会等の名称等	留意事項	連絡先
年月日	時間		地番、建物名 部屋番号等			※代表電話の場合は、音 声ガイドスに従って「2」 を選択してください。
R7.1.6～ ※土・日・祝日 を除く	9:00～16:00	天王寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目 11番25号 (天王寺税務署内相談ブース)	登録要否相談会 (登録の要否を悩まれている方向け)	【要事前予約】 事前にお電話等でご予約をお願いします。 ※ 相談時間は各回1時間程度となります (相談時間はご予約の際にご案内します。)	天王寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門
R7.1.6～ ※土・日・祝日 を除く	9:00～16:00	天王寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目 11番25号 (天王寺税務署内相談ブース)	インボイス制度相談会 (インボイス発行事業者の登録がお済み で、インボイス制度の概要から実務 的な内容まで、各種お悩みを相談した い方向け)	【要事前予約】 事前にお電話等でご予約をお願いします。 ※ 相談時間は各回1時間程度となります (相談時間はご予約の際にご案内しま す。)	天王寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門

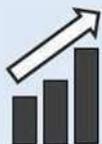
e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）**を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の **4社に3社** が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

- ◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
- ◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。



Check



財務諸表データの作成方法

【「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応】

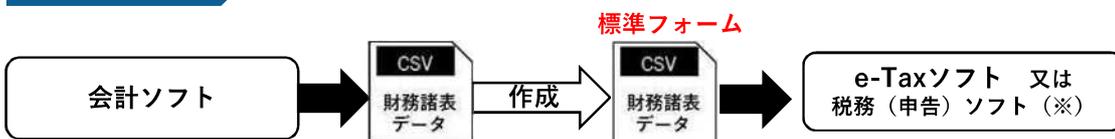
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

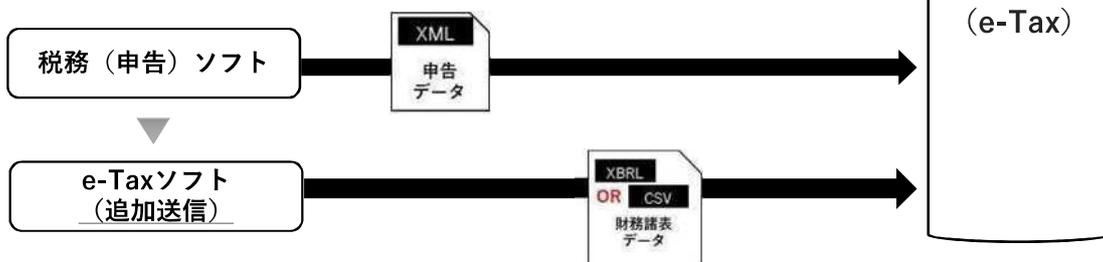


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信

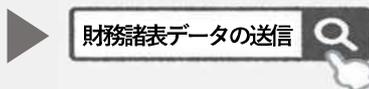


パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。



法人・個人事業者の皆様へ

電子取引データを適切に保存できていますか？



国税庁担当者

メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！



経理担当者

そもそも といった電子取引データを保存する必要があるの？

取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（**注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など**）に相当する電子取引データを受領又は交付した場合、その電子取引データの電子保存が義務付けられています。



なるほど！保存が必要になるのは請求書だけではないんですね！

そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。



原則的な電子取引データ保存のルールは3つ！！

① 改ざん防止のための措置をとること

具体的には、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- タイムスタンプが付与されたデータを受領
- 受領したデータにタイムスタンプを付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- **改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け**

専用のシステムを導入しない方法もあります！

② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

加えて、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- 日付又は金額での範囲指定検索・2つの要素を組み合わせた検索ができること
- 税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができること

注 「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③の検索要件を満たす必要はありません。

我が社は②③の要件は満たしていますが、①の改ざん防止のための措置が不十分であることがわかりました。早速、事務処理規程の策定などを進めたいと思います。



よろしく申し上げます。なお、①から③のいずれかに対応していない場合でも、対応までの間は猶予措置が設けられています。



原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置等は裏面へ ➡

原則的な保存ルール③の検索要件は簡易な方法による対応が可能です！！

保存した電子取引データについて「日付・金額・取引先」で検索をできるようにしておく必要がありますが、例えば次のような方法でも、③の検索要件を満たすことが可能です。

i **表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法**

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

ii **規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法**

	20240331_110000_(株)霞商店.pdf
	20240210_330000_国税工務店(株).msg
	20240228_330000_国税工務店(株).pdf
	20241217_220000_(株)霞商店.msg

原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置！！



原則的な保存ルールへの対応が間に合わない場合でも、次の(1)と(2)の両方を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

(1) 原則的な保存ルールに従って**電子取引データを保存することができなかったこと**について、所轄税務署長が**相当の理由**があると認める場合

※ 事前届出は不要で、「**人手不足**」「**システム整備の資金不足**」「**システム整備が間に合わない**」なども相当の理由として認められます。

(2) 税務調査の際に、

- ・ 電子取引データの**ダウンロードの求め** 
 - ・ 電子取引データを**プリントアウトした書面の提示・提出の求め** 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合**

まずは、**電子取引データを消さずに保存する**ことが重要なんです！



そのとおりです。これで電子取引データの保存はバッチリですね！



電子帳簿保存法への対応は、**業務のペーパーレス化・デジタル化につながり、業務の効率化も期待**できます！
もっと詳しく知りたい方は、国税庁HPの「**電子帳簿等保存制度特設サイト**」にアクセスして説明動画やQ&Aをご覧ください。



こちらから
アクセス



電子取引データ保存要件チェックシート
(申告所得税及び法人税に係る国税関係帳簿書類の保存義務のある全ての方が対象)

電子取引を行っていますか？（法 2 五）

電子取引とは、取引に関して、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データを受領又は交付することをいいます。
例えば、(1)いわゆるEDI取引、(2)インターネット等による取引、(3)電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルの場合を含む。）、(4)インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引をいいます。

取引先からのメール、EDI、クラウド等で受領した見積書・納品書・請求書、ECサイトで購入した商品の請求書や領収書、インターネットのみで確認できるクレジットカード、ネットバンキング、水道光熱費などの明細書等があれば電子取引に該当します。

YES Noの場合は電子取引データを保存する必要はありません。

原則的な電子取引データの保存に関して、以下の 1 2 3 の要件を全て満たしていますか？

1

改ざん防止の措置を行っている（規 4 ①一～四）

いずれかの改ざん防止のための措置をとる必要があります。
① タイムスタンプが付与されたデータを授受
② 受領したデータにタイムスタンプを付与
③ 訂正・削除の履歴が残るシステム等でデータを授受・保存
④ 改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け

改ざん防止措置への対応のポイント
専用のシステムを導入しない方法として「④改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け」といった方法もあります。国税庁HPにも、事務処理規程のサンプルが掲載されていますので活用ください。

2

ディスプレイ・プリンタを備え付けている（規 2 ②二）

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていませんが、税務調査等において当該電子取引データを確認できるようにする必要があります。

備付け要件への対応のポイント
スマートフォンのみで取引を行っている場合など、パソコンやプリンタ等を保有していない場合でも、近隣の有料プリンタ等により速やかに出力できれば、この備付け要件を満たしているものと取り扱われます。

3

3つの記録項目で検索できる（規 2 ⑥五イ）

「取引年月日」、「取引金額」及び「取引先」の3つの記録項目で検索できる必要があります。

YES

範囲指定・組み合わせ検索ができる（規 2 ⑥五ロハ）

次の検索要件をいずれも満たしている必要があります。
・ 「取引年月日」又は「取引金額」の項目について、範囲指定して検索できること（範囲指定検索）
・ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索できること（組み合わせ検索）

YES → 「3」の要件を満たしています。

以下のいずれかに該当する（規 4 ①）

次のいずれかに該当する必要があります。
・ 基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下
・ 電子取引データを出力した書面を、取引年月日及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている。

YES

税務調査等の際にダウンロードの求めに応じることができる（規 4 ①）

税務調査等の際に税務職員からの電子取引データのダウンロードの求め（データの提示・提出の要求）があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

YES → 「3」の要件を満たしています。

YES YES YES 全てに YES

原則的な保存要件を満たしています。

「1」～「3」のどれかひとつでも NO

原則的な保存要件に対応するまでの猶予措置に関して、以下の 1 2 の要件を共に満たしていますか？（規 4 ③）

1

保存できなかったことについて相当の理由がある（規 4 ③）

相当の理由とは、例えば、「システム等の整備が間に合わない」「人手不足」「システム整備の資金不足」など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。

2

税務調査等の際に対応ができる（規 4 ③）

税務調査の際に税務職員からの
① 電子取引データのダウンロードの求め（データの提示・提出の要求）
② 電子取引データを出力した書面の提示・提出の求め
があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

YES YES 共に YES

猶予措置の適用を受けることができます。

「1」・「2」のいずれかNO

猶予措置を含めてルールに従った保存ができていません。
(上記原則的な保存要件「1」～「3」又は猶予措置の要件「1」「2」をご確認ください。)

(注) チェックシート内の「法」及び「規」は以下の法令をいいます。
法：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
規：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則